

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 5月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード
1	3号機	原子炉建屋天井クレーン主巻上電動機点検において、冷却ファン動力用ケーブルの断線が認められたため、当該ケーブルを点検・修理。	GIII
2	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系収集タンク(C)水あか防止剤ポンプ出口弁において、開閉位置検出スイッチの接触不良(弁全閉に係わらず中央制御室制御盤の弁状態表示が中間開状態)が認められたため、当該スイッチを点検・修理。	GIII
3	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系受ポンプ(A)において、ポンプ軸受け用オイル(注油器)に亀裂が認められたため、当該オイルを交換。 なお、亀裂箇所からのオイル滲み及び床へのオイル滴下等はなし。	GIII
4	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系受ポンプ(B)において、ポンプ軸受け用オイル(注油器)に亀裂が認められたため、当該オイルを交換。 なお、亀裂箇所からのオイル滲み及び床へのオイル滴下等はなし。	GIII
5	3・4号廃棄物処理設備	スチームドレン系受ポンプ(B)において、ポンプ軸受け用オイル(注油器)に亀裂が認められたため、当該オイルを交換。 なお、亀裂箇所からのオイル滲み及び床へのオイル滴下等はなし。	GIII
6	3・4号廃棄物処理設備	復水浄化系使用済樹脂受ポンプ(B)において、ポンプ軸受け用オイル(注油器)に亀裂が認められたため、当該オイルを交換。 なお、亀裂箇所からのオイル滲み及び床へのオイル滴下等はなし。	GIII